

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	平成26年度第3回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	平成27年1月29日(木) 午後2時30分～4時
開 催 場 所	402A・B学習室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：川島会長、細谷副会長、加園(和)委員、加園(光)委員、 佐々木委員、高橋委員、乃一委員、福澤委員、森本委員 欠席者：福本委員 事務局：文書情報課長、文書情報課主査(法規担当グループ)、文書情報課主任(法規担当グループ) 実施機関：企画政策課長、企画政策課主査(行政管理グループ)
報 告 事 項	(1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (4) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (5) 社会保障・税番号制度について (6) その他
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局等)	報告事項 (1) 個人情報を取り扱う業務の状況について (2) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (3) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (4) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について ○ 報告事項についてですが、異議がなければ、報告事項(1)から報告事項(4)までを一括での報告とさせていただいてよろしいですか。 ○ はい。 ○ では、報告事項(1)から報告事項(4)まで、事務局に報告を求めます。 【説明要旨】 ● 報告事項(1)から報告事項(4)まで、一括して報告します。 まず、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の状況について」です。 会議次第の1ページ及び2ページを御覧ください。 この表は、平成26年12月31日までに市長に報告されている個人情報取扱業務について、部署ごとの件数をまとめたものです。 この件数は、この後、報告事項(2)で報告させていただく個人情報を取り扱う業務の開始の届出を反映した件数となっています。 2ページの下合計欄を御覧ください。12月31日現在、各実施機関における個人情報取扱業務の件数ですが、市長から議長までの実施機関の合計で、592件となっています。 次に、報告事項(2)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」、報告します。 会議次第の3ページ及び報告資料としている冊子の5ページを御覧ください。 条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の開始の届出については、「地域福祉計画策定業務」及び「用途地域等の変更及び地区計画の決定に関する業務」の2件あり、条例第6条第4項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。 届出に係る事項の詳細については、報告資料の5ページのとおりです。

次に、報告事項(3)「保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の4ページ及び報告資料の9ページを御覧ください。

条例第8条第4項の規定による保有個人情報の目的外利用の届出については、「地域福祉計画策定業務」による「要支援・要介護認定事務」の保有個人情報の目的外利用ほか3件あり、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の9ページ及び10ページのとおりです。

最後に、報告事項(4)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」、報告します。

会議次第の5ページ及び報告資料の13ページを御覧ください。

条例第8条第4項の規定による保有個人情報の外部提供の届出については、「住民基本台帳事務、戸籍事務」ほか61件あり、条例第8条第5項の規定により、当該届出に係る事項の報告がされています。

届出に係る事項の詳細については、報告資料の13ページから34ページまでのとおりです。

【主な意見等】

- 事務局の報告について、何か意見、質問はありますか。
- 外部提供をした年月日の記載方法についてですが、具体的に日付が記載されているものと、何日から何日までと記載されているものがありますが、どのような違いがあるのですか。
また、No.19の報告についてですが、外部提供による個人情報の保有の期限の欄が「国税の課税」と記載されていますが、「地方税の課税」が正しいのではないですか。
- 外部提供をした年月日の記載方法については、月に数回程度外部提供したものは具体的に提供した日を、ほぼ毎日外部提供したものは提供した最初の日から最後の日までを記載しています。
No.19の報告については、御指摘のとおりですので、「地方税の課税」に訂正させていただきます。

(5) 社会保障・税番号制度について

- 報告事項(5)の「ア 社会保障・税番号制度の概要について」、事務局に報告を求めます。

【説明要旨】

- 本日配布させていただきました資料を御覧ください。
まず、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法についてですが、別表第1の項番1から98番までにおいて、マイナンバーを利用できる事務と利用できる者が記載されています。
また、その下の別表第2の1から120までにおいて、誰が、誰に、どのような事務の中で、どのような情報を照会できるかを規定しています。
さらに、別表第1及び別表第2につきましては、それぞれ主務省令が規定されており、より具体的な事項については、その中で定められています。
続きまして、マイナンバー制度導入に係るスケジュールですが、まず、本年10月には全国民にマイナンバーが付番され、平成28年1月には個人番号カードの配布及びマイナンバーの利用が開始され、平成29年4月には国と国の機関の間で情報連携が開始され、同年7月には国と地方の機関の間で情報連携が開始されます。

続きまして、資料1を御覧ください。

マイナンバー制度は、社会保障、税及び災害対策の分野において、個人番号を利用することにより真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能になることや、各種申請の際の添付書類が省略できるようになることなどにより、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものです。この制度の導入に当たっては、唯一無二の個人番号を複数の機関間において活用する仕組み及び個人番号によって本人が確認できる仕組みを構築することにより、国民の利便性及び行政の効率性が高まります。

続きまして、個人に付する個人番号についてですが、この個人番号は、12桁の番号で、原則として変更することはありませんが、個人番号が漏えいし、不正に用いられる恐れがあると認められるときは、変更が可能となっています。

また、法人に対しても法人番号が付されることとなりますが、個人番号とは違い、法人番号は公表され、様々な用途で使用することが可能です。

続きまして、他機関と行う情報連携についてですが、情報連携を行うときは、個人番号をそのまま利用せず、新たに符号を生成し、その符号によって他機関に照会するシステムを使用します。これにより、情報漏えい等に対するリスクを軽減しています。

続きまして、平成29年7月に開始が予定されているマイポータルという制度についてですが、この制度は、いつ、誰が、自分の情報を使ったのかを調べることができるものです。さらに、行政から健康診断の通知や予防接種の通知等をすることも予定されています。

続きまして、個人番号カードについてですが、まだ未確定な部分もありますが、カードの表面には氏名、住所、生年月日、性別等が記載され、裏面に個人番号が記載されます。また、このカードにはICチップが埋め込まれており、空き容量には条例で規定することにより、図書館カードや印鑑登録証カード等の機能を持たせることも可能となっています。

なお、この個人番号カードは、希望する方に平成28年1月から交付することを予定しています。

続きまして、個人番号の利用範囲についてですが、行政機関においては、社会保障、税及び災害対策の分野で使用できることとなっていますが、民間企業においては、基本的には利用が禁止されています。ただし、報酬等に係る支払調書や源泉徴収票、雇用保険等の届出等に限り、使用ができるようになっています。

続きまして、マイナンバー制度に対する住民の懸念についてですが、一番多く寄せられる声としましては、マイナンバー制度が導入されることにより、個人情報が一元管理されてしまうのではないかということです。しかし、マイナンバー制度は、各機関が保有する情報を相互に利用するための制度であり、情報の管理は各機関が行うため、情報を一元管理することはありません。

続きまして、特定個人情報保護委員会及び特定個人情報保護評価についてです。

まず、特定個人情報保護委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じることを任務とし、平成26年1月1日に設置された国の機関です。

次に、特定個人情報保護評価は、特定個人情報を保有する事務におけるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための措置を適切に講じ

ることを宣言するものです。

評価方法につきましては、まず、対象者数、特定個人情報の取扱い者数及び特定個人情報に関する重大事故の発生の有無によってしきい値判断というものを行い、この判断に従って基礎項目評価、重点項目評価又は全項目評価の3つの評価方法のうち、どの方法によって評価をするか決定をします。なお、本市において実施する特定個人情報保護評価は、しきい値判断の結果、全て基礎項目評価により実施することとなりました。

最後に罰則についてですが、マイナンバー法においては、個人情報保護法や住民基本台帳法等による罰則よりも重い法定刑が設けられており、特定個人情報の適正な管理及び取扱いが求められています。

説明については、以上です。

【主な意見等】

- マイナンバーの利用が開始されると、源泉徴収票にはマイナンバーを記載することが義務付けられるのですか。
- 平成28年1月以降に作成する源泉徴収票にはマイナンバーを記載しなければなりません。
- 従業員が個人番号の記載を拒否した場合、個人番号が記載されていない源泉徴収票が提出されることもありますか。
- そのようなケースも想定されますが、市は法律に基づいて個人番号を取得することができますので、問題はないかと思えます。
- 個人番号カードのICチップには、氏名、住所、生年月日、性別等が記録されるということですが、それ以外の情報を記録することはできるのですか。
- 条例で制定することにより、印鑑登録証等の情報を追加で登録することは可能です。
- 個人番号カードを紛失した場合など、それを拾った第三者がICチップに虚偽の個人情報を追加するようなことは想定されますか。
- 専門知識・技術を有する者であれば、技術的には可能かと思えますが、紛失してしまった場合には、届け出ることによってその個人番号を無効にすることができます。
- 個人番号カードに有効期限はありますか。
- 20歳以上の方は10年、20歳未満の方は容姿の変化を考慮し5年となります。
- 個人番号カードの発行に手数料はかかりますか。
- まだ正式に決まったわけではありませんが、恐らく無料となる予定です。
- 個人番号カードを持つか持たないかは自由ですが、それに関わらず、行政機関等で個人番号は利用されるということですか。
- その通りです。
- 子供の個人番号カードを親が代理で申請することは可能ですか。
- 申請することは可能ですが、個人番号カードを受け取る時は、本人にも来庁してもらう必要があります。
- 個人番号の数字によって住んでいる地域がわかってしまうことはありますか。
- 個人番号は現在使用している住民票コードを基に生成される予定となっており、番号によって住んでいる地域が特定されることはありません。
- 情報提供等記録開示システムは、インターネット回線を使用して自分の情報を見るのですか。
- 個人が自分の情報を見る時はインターネット回線を利用します。

- 個人番号カードの作成は、どのように行うのですか。
- 本市においては、地方公共団体情報システム機構に委任することが決定しており、恐らく全市町村が委任することになると思われます。

- 次に、報告事項(5)の「イ 個人番号の付番・通知について」、事務局に報告を求めます。

【説明要旨】

- 資料2「個人番号カードの交付業務フロー」を御覧ください。
こちらは、個人番号カードを交付するまでの業務の全体の流れを示したものです。本日は、個人情報の提供が必要になる図の左側の赤枠の※①の手順について説明します。

この個人番号カードの交付業務については、J-L I S（地方公共団体情報システム機構）に委託をすることとなっており、当該業務の最初の手続として、本市の住民基本台帳に登録のある全市民の氏名、住所、性別、生年月日及び住民票コードをJ-L I Sに提供することになっています。この個人情報の提供が個人情報保護条例において禁止される保有個人情報の外部提供に該当するかどうか懸念される部分となりますが、当該事務の受託者であるJ-L I Sに対しては、個人情報保護条例に基づき、受託する事務の範囲内で、個人情報の保護について本市と同様の責務を課していることから、個人情報保護条例において禁止する保有個人情報の外部提供に該当することはないと考えます。

また、近隣市においても、当該個人情報の提供が条例で禁止される外部提供には当たらないため、個人情報保護審議会への諮問はしないと判断しています。

今回は、全市民を対象とした大量の個人情報を提供することから、本会議で報告をさせていただきました。

説明については、以上のとおりです。

【主な意見等】

- 事務局の報告について、何か意見、質問はありますか。
- 特にありません。

- 次に、報告事項(5)の「ウ 特定個人情報保護評価について」、事務局に報告を求めます。

【説明要旨】

- 資料3「平成26年度（第一次）特定個人情報保護評価（P I A）実施概要を御覧ください。

特定個人情報保護評価（P I A）とは、個人番号を含む個人情報を保有しようとする地方公共団体が、情報漏えい等のリスク対策を講じ、個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言するものです。

このP I Aについては、各実施機関が個人番号を保有する事務ごとに実施することが義務付けられており、本市においては、市長部局と教育委員会が、それぞれ実施することを予定しています。

P I Aの実施方法については、まず、事務ごとに個人番号を保有する対象者の人数、個人番号を取り扱う職員の人数及び個人情報に関する重大事故の発生の有無の3つの判断項目によって、しきい値判断というものを行います。

次に、このしきい値判断の結果により、基礎項目評価、重点項目評価及び全項目評価という3つの評価方法のうち、どの評価方法によりP I Aを実施するかを決定します。なお、この3つの評価方法のう

ち、基礎項目評価が最も簡易的な評価方法となります。

平成26年度中に本市が実施するPIAについては、対象人数及び職員数が最大となるのは、住民基本台帳事務で、その対象者は97,000人、職員数は400人となります。また、個人情報に関する重大事故も発生していないことから、全て基礎項目評価により実施することとなりました。

次に、PIAを実施する事務の単位については、番号法が定める事務ごとに実施することを原則としますが、本市においては、各事務に係るシステムごとに実施することとしました。

次に、別添1及び別添2の特定個人情報保護評価計画管理書を御覧ください。

この特定個人情報保護評価計画管理書は、PIAを計画的に実施し、また、PIAの実施状況を適切に管理するために作成するものであり、こちらについても、市長部局と教育委員会がそれぞれ作成します。

まず、別添1の市長部局の特定個人情報保護評価計画管理書についてですが、こちらには、今後、市長部局において個人番号を利用して事務を行うことが予定されているものを全て掲載しています。このうち、一番左に掲載してあります、評価書番号の1から10までの事務が平成26年度中にPIAを実施しなければならない事務であり、実際に評価をしたものが、資料として配布した別添3から別添12までの評価書となっています。なお、その他の事務については、システム改修の時期等を勘案し、平成27年度以降に順次実施していく予定となっています。

また、管理書及び評価書に記載している日付については、現時点では案ということで2月末日と3月末日を記載していますが、実際に提出する際には、決裁日又は提出日を記載することとなります。

次に、別添2の教育委員会の特定個人情報保護評価計画管理書についてですが、こちらには、今後、教育委員会において個人番号を利用して事務を行うことが予定されているものを全て掲載しています。教育委員会については、まだPIAを実施した事務はありませんが、ここに記載されている3つの事務については、平成27年度以降に順次実施していく予定となっています。

また、管理書に記載されている日付については、市長部局の管理書と同様に、実際に提出する際には、決裁日又は提出日を記載することとなります。

最後に今後のスケジュールですが、2月上旬に市長による決裁を受け、2月中旬に国の組織である特定個人情報保護委員会に提出し、3月中旬に市のホームページで評価書を公表していきたいと考えています。

また、平成27年度当初には、人事異動に伴い評価書の記載内容を修正する必要があると考えられるため、4月下旬までに記載内容の見直しを実施する予定となっています。

説明については、以上のとおりです。

【主な意見等】

- 本日報告を受けた特定個人情報保護評価書について、本審議会として承認等の行為は必要になりますか。
- 今回本市が行う基礎項目評価につきましては、第三者による点検が義務付けられていませんので、承認等の行為は必要ありません。

(6) その他

	<p>○ 報告事項(6)「その他」について、事務局に報告を求めます。 ● 特にありません。</p> <p style="text-align: right;">- 以上 -</p>
--	---

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 5px;"></div>	傍聴者： <u>0</u> 人
-----------------	---	-----------------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)
------------------	---

庶務担当課	総務部 文書情報課 (内線：385)
-------	-------------------------